

**平成 21 年度第 1 回愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議
委員意見概要**

(1) D V 防止対策について

(宮崎副会長)

D V 防止対策連絡会の会員に調停協会はあるのか。調停委員には、D V の特性や被害者の立場などを配慮しながら調停を行う必要があるので、D V 防止対策連絡会に加入してもらってはどうか。

(客野委員)

D V 相談を日々受ける相談員は、精神的負担が大きいと思う。相談員自身も精神的安定に気を使う必要がある。

(武井委員)

相談員の心の健康を保つことは大切なことだ。相談者の秘密を厳守しつつ相談員の心の負担を軽減させる対応が組織に必要とされる。

(黒田委員)

D V 相談件数に対して、相談員の数が少ないように感じる。相談員一人ひとりにかかる負担が大きすぎるのではないか。

(塩崎会長)

相談員をはじめ被害者を支援する人への研修を実施するなどのサポート体制の充実が必要だ。

(2) 意見交換 テーマ : 「効果的なデート D V 防止対策への取組みについて」

(黒田委員)

デート D V の加害者には、加害者意識はないと思われる。防止のためには、デート D V が起こると考えられる前の年代からの教育が大切だと思う。人権教育の一環として D V 問題を小学校から高校までの教育課程に取り入れられないか。子どもを将来の D V の加害者・被害者にしないための教育は、大切である。

(客野委員)

子どもの発達段階に応じて、人権教育の一環としてデートDVを取り入れることは有効だと思う。現に、いくつかの高校からの要望があり、私も講師として招かれている。地道な啓発・教育の積み重ねがDV防止には一番効果的だ。また、子どもを指導する先生への意識啓発も必要である。県は今年度、デートDVの防止啓発リーフレットを作成するそうだが、リーフレットは問題を一人ひとりに投げかけることができるので、防止・啓発にとっても有効な手段になると思う。

(前田委員)

県人権擁護委員連合会が行う子どもへの人権教育は「いじめをなくそう」が主眼になっている。高校生には、数校ではあるが、デートDVを含めた人権教育を行っている。

(塩崎会長)

高校生には人権的視点に加え、思春期特有の問題を踏まえた教育が必要である。

(牧委員)

DVは認知度が高まったと考えられがちだが、いまだに「DVって何？」と聞かれることがある。高校生等若年層に限らず、まだまだ周知・啓発が必要なのだと感じる。

(武井委員)

幼稚園年代からでも人権教育を行うことは、早すぎることはない。

(宮崎副会長)

今、デートDV問題に直面している世代は、小さな頃から人権教育を受けてきた世代である。ただ、自分にとって特別な相手に対してどう振舞えばよいのかが分からない。DV防止のためには、小さな頃から、社会、文化を踏まえた学習、意識啓発が必要である。

(塩崎会長)

子どもの成長に応じて、DVは人権問題の一環として、教育していく必要がある。